

四日市市教委告示第7号

四日市市文化財保護条例（平成5年四日市市条例第17号）第5条第1項の規定に基づき、次のものを四日市市指定有形文化財（古文書）として指定するので、同第4項の規定に基づき告示する。

令和3年3月24日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市指定有形文化財（古文書）

種別	有形文化財（古文書）
名称及び員数	羽柴秀吉禁制（天正十一年二月） 1巻
所在地	四日市市日永二丁目9-6 興正寺
所有者	宗教法人 興正寺
	代表役員 天白 正宣

（社会教育・文化財課）